

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023 年 11 月 30 日

【発行者の名称】

グラントマト株式会社
(Grantomato Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 南條 浩

【本店の所在の場所】

福島県須賀川市狸森字下竹ノ内 9 番地 5

【電話番号】

0248-94-2014（代表）

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 遠藤 誠也

【担当 J－A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

グラントマト株式会社

<https://www.grantomato.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market に係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 28 期	第29期	第 30 期
決算年月	2021 年 8 月	2022 年 8 月	2023 年 8 月
売上高 (千円)	11,786,079	11,721,971	12,824,236
経常利益 (千円)	166,521	190,356	217,683
当期純利益 (千円)	163,089	228,449	249,428
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (千株)	1,920	1,920	1,920
純資産額 (千円)	342,140	551,390	772,019
総資産額 (千円)	5,070,134	5,592,754	5,871,558
1 株当たり純資産額 (円)	178.19	287.18	402.09
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	10.00 (—)	15.00 (—)	20.00 (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	84.94	118.98	129.91
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	6.7	9.9	13.1
自己資本利益率 (%)	61.0	51.1	37.7
株価収益率 (倍)	—	10.1	9.2
配当性向 (%)	11.8	12.6	15.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	233,225	55,245	88,183
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△287,498	119,222	△118,343
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	150,467	34,770	98,928
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	839,193	1,048,432	1,117,201
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	115 (270)	130 (289)	145 (290)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 29 期の期首から適用しており、第 29 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第 28 期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は期中の平均人員を(外数)で記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 5 項の規定に基づき、第 28 期の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、第 29 期及び第 30 期の財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。

2 【沿革】

当社の前身は、1949 年（昭和 24 年）、当社の代表取締役社長南條浩の祖父である南條一作が肥料販売、米穀集荷を目的として、福島県古殿町にて創業いたしました南條商店であります。その後、事業拡大を目的としまして 1994 年 8 月に有限会社ナンジョウアグリサービス（現グラントマト株式会社）を設立いたしました。

当社の沿革は以下のとおりです。

年月	事項
1949 年 1 月	福島県古殿町にて肥料販売、米穀集荷を主業務とした南條商店を創業
1994 年 8 月	有限会社に法人化し社名を「有限会社ナンジョウアグリサービス」とし、米の集荷業務を拡大
1995 年 2 月	「農家の店とまと」1 号店を玉川村にオープン
1995 年 10 月	組織変更により、社名を「株式会社ナンジョウアグリサービス」に変更
2000 年 2 月	チェーンオペレーションの構築と経営のノウハウの蓄積を目的に「グラントマト」と改名し全国展開を開始 グラントマト二本松店オープン
2002 年 9 月	酒・食品部門を開設 社内教育機関：グラントマト大学を開設 POS システムの運用スタート POS データを軸とした、社員間情報ネットワークの運用開始
2003 年 2 月	第一物流センター稼働
2005 年 8 月	法人名を「グラントマト株式会社」に変更
2005 年 9 月	会津クロップス開設、インターネット販売を開始
2008 年 2 月	業務スーパー白河店オープン
2010 年 9 月	精米工場が稼働し、白米の卸売りがスタート 店舗業務のスピードアップを目的に、POS システムをバージョンアップ 第二物流センター稼働し、単品配送がスタート
2011 年 7 月	放射線研究所開設、計測器機 6 台を導入し、米、野菜、商品の放射線計測を開始
2011 年 11 月	グラントマト笠間友部店の業態を変更し、業務スーパー笠間友部店としてリニューアルオープン グラントマトと業務スーパーの複合店舗、グラントマト結城店をオープン
2011 年 12 月	商品調達と物流の機能改善、出店スピードの加速化を目的に、商品本部と物流センターを須賀川市岩渕に移転
2012 年 3 月	本部施設内に、農産物の出荷拠点・精米工場・インターネット部門を移転 新たな米の毎個検査への対応を開始
2013 年 9 月	福島県産米の安全性の向上を目的として、米の全袋検査をスタート
2015 年 12 月	物流機能の機動力向上を目的に、商品本部、物流センターを鏡石町「福島ディストリビューションセンター(FDC)」内に移転・集約
2017 年 10 月	フードマート船引店オープン
2017 年 11 月	本社所在地を福島県須賀川市狸森に移転登記
2018 年 3 月	関東地区本部を茨城県下妻市に開設 福島ディストリビューションセンター(FDC)に音声ピッキングシステムを導入

年月	事項
2018 年 9 月	農産流通部門を設立、農産物の生産と加工配送、産直農産物の流通を開始
2020 年 9 月	無洗米の需要増、今後の米事業の拡大、新たな販路獲得（業販）に向け、無洗米装置を導入するなど設備を増強
2021 年 10 月	グラントマト大平店オープン
2022 年 2 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

3 【事業の内容】



当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心しておいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念としており、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。具体的には、福島県、茨城県、栃木県、山形県を中心とした農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売を行っております。

好循環スパイラル

ここで言う「好循環スパイラル」とは、農業生産者や中小企業など、それぞれのもっている様々な価値やノウハウを有機的に連結させ、より新しい価値やマーケットをつくりあげること。

そして、その価値を関係企業や農業生産者、消費者へと還元していく取り組みであります。

当社は、まだまだ懐の深いアグリビジネスのマーケットをより豊かにしていく最良のパートナーとして、みなさまのお役に立ちたいと考えております。



当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであります。当社のビジネスモデルを構築する各事業部門について次のとおり説明いたします。

以下に掲げる各事業部門は、「農業＝食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築しております。

(1) ストア販売部門

農業用資材・機器、農薬・肥料などの農業関連資材及び産直生産物を販売する「グラントマト店舗（17店舗）」と食料品を販売する「フードマート店舗（8店舗）」の多店舗型小売り事業を行っております。

グラントマト店舗では、農業生産者のニーズに応えられる品揃えと専門性を兼ね備えた人材の配置を通して、地域特性やお客様のニーズに合わせた事業展開を行っております。また、自社開発のP B商品の販売を進めるなど、独自性の追及にも力を入れております。

フードマート店舗には、「業務スーパー（6店舗）」と「FOOD MART グラントマト（2店舗）」の二つの形態があります。

「業務スーパー」では、エリアライセンスを有する株式会社オーシャンシステムと契約し、業務用ユーザーはもとより、一般ユーザーが求める容量、サイズ、品質の食材を中心とした商品を揃え、お客様のニーズに合わせた事業展開を行っております。

「FOOD MART グラントマト」では、これまで培ってきた仕入網をベースに、自社開発のP B商品の販売を進め、独自性の追及にも力を入れるなど、自社運営のフードマートシステムを構築しております。

また、地元生産者が持ち込んだ産直農業生産物の販売、出店地域の特性や商圈等、市場環境に合わせて、農業関連資材販売と食品販売等の店質をカスタマイズするなど、柔軟性も兼ね備えたノウハウを構築しております。



現在の店舗数は、次のとおりです。

2023 年 8 月 31 日現在

店舗名	出店地域	出店年月
グラントマト玉川店	福島県県南地区	1995 年 2 月
グラントマト白河店	福島県県南地区	1996 年 2 月
グラントマト会津坂下店	福島県会津地区	1999 年 3 月
グラントマト二本松店	福島県県中・県北地区	2000 年 2 月
グラントマト那珂店	北関東地区	2000 年 4 月
グラントマト棚倉店	福島県県南地区	2003 年 5 月
グラントマト田村船引店	福島県県中・県北地区	2003 年 7 月
グラントマト郡山喜久田店	福島県県中・県北地区	2004 年 11 月
グラントマト伊達保原店	福島県県中・県北地区	2006 年 2 月
グラントマト結城店	北関東地区	2011 年 11 月
グラントマト石岡店	北関東地区	2012 年 10 月
グラントマト芳賀店	北関東地区	2013 年 2 月
グラントマト筑西店	北関東地区	2016 年 1 月
グラントマト東根店	山形県	2016 年 3 月
グラントマト尾花沢店	山形県	2016 年 3 月
グラントマト下妻店	北関東地区	2020 年 9 月
グラントマト大平店	北関東地区	2021 年 10 月
業務スーパー友部店	北関東地区	2007 年 9 月
業務スーパー白河店	福島県県南地区	2008 年 2 月
業務スーパー須賀川店	福島県県中・県北地区	2010 年 2 月
業務スーパー二本松店	福島県県中・県北地区	2010 年 3 月
業務スーパー矢吹店	福島県県南地区	2013 年 9 月
業務スーパー棚倉店	福島県県南地区	2020 年 3 月
FOOD MART グラントマト小野店	福島県県南地区	2001 年 9 月
FOOD MART グラントマト船引店	福島県県中・県北地区	2017 年 9 月

(2) 農産流通部門

地元で生産される農業生産物や遠方の高品質な農業生産物まで、農業生産者との直接取引、自社物流、自社加工といった効率の良い仕組みを構築することで、時間短縮による鮮度維持とコストの低減を図り、消費者の求める品質・鮮度・価格を提供しております。

また、農業生産者からの米の買い付けと自社精米、苗の生産による P B 商品の創出にも力を入れるなど、品質・鮮度・価格のレベルを高める事業を行っております。

具体的には、大きく分けて「米の販売(卸・ネット)」「農業生産資材の販売」「その他農業生産物の加工・販売」に分類することができます。

「米の販売(卸・ネット)」では、取引生産者の米は全て集荷・販売することを基本スタンスとして、精米・加工による品質向上といった付加価値を経由して販売を行っており、主に以下の 3 つの流れ・仕組みにより事業を展開しております。

A. 集荷→精米→加工・商品化→店舗へ供給・ネット販売

当社の米の流通・加工におけるもっともベーシックな仕組みであります。

B. 仕入→精米→加工・商品化→店舗へ供給・ネット販売・業務用取引先へ卸販売(白米卸)

白米卸は業務用取引先を中心に高品質な原料米に高品質な加工付加価値を付けて販売するものであります。

C. 集荷・加工の過程で生まれる余剰米→卸先へ販売(玄米卸)

玄米卸は自社の米流通事業の中で、主に当初予定の取扱数量を超える余剰米を有効活用する位置づけの事業で、一定の得意先に販売しております。

「農業生産資材の販売」は、農業生産者を中心に、農業生産に要する生産資材等を訪問販売しております。農業生産者とのコミュニケーションや情報収集等、当社が目指す好循環スパイラルのベースにある事業であります。

「その他農業生産物の加工・販売」では、みかん、種ニンニク、ジャガイモの種等、高品質な農産物を、直接生産者へ赴いて買付を行い、付加価値を上げて店舗へ供給しております。また、優れた食味のトマト、キュウリ、ナスの苗のほか、花苗の栽培なども手掛け、製品化を進めております。

こうした流通経路を構築することで、農業生産者の経営も好転し、消費者の満足度も向上することから、高付加価値を創造できるものと考えております。



(3) 福島ディストリビューションセンター（FDC）・インターネット販売部門

物流の内製化と徹底した効率化、積上げられたノウハウによる目利き力を駆使して商品やサービスの価値の最大化に取り組み、取扱い商材のコントロールタワーとして、店舗へタイムリーに供給する一方で、インターネットを活用して、消費者へ直接お届けする事業を行っております。

FDCの機能として具体的には、大きく分けて、商品の「仕入と供給」と「インターネット販売」に分類することができます。

「仕入と供給」では、全社の商品の仕入れを統括し、当社の心臓といえる機能部門であります。DC型を採用した全量買い取り、自社物流による徹底した流通管理体制の構築、データ分析による売れ筋商品の開拓や優れた商品の開発とPB化といった取り組みを通して、メーカー直接納入先を多数獲得するなど、仕入や店舗への供給に係るコスト低減とスピード化を実現しております。

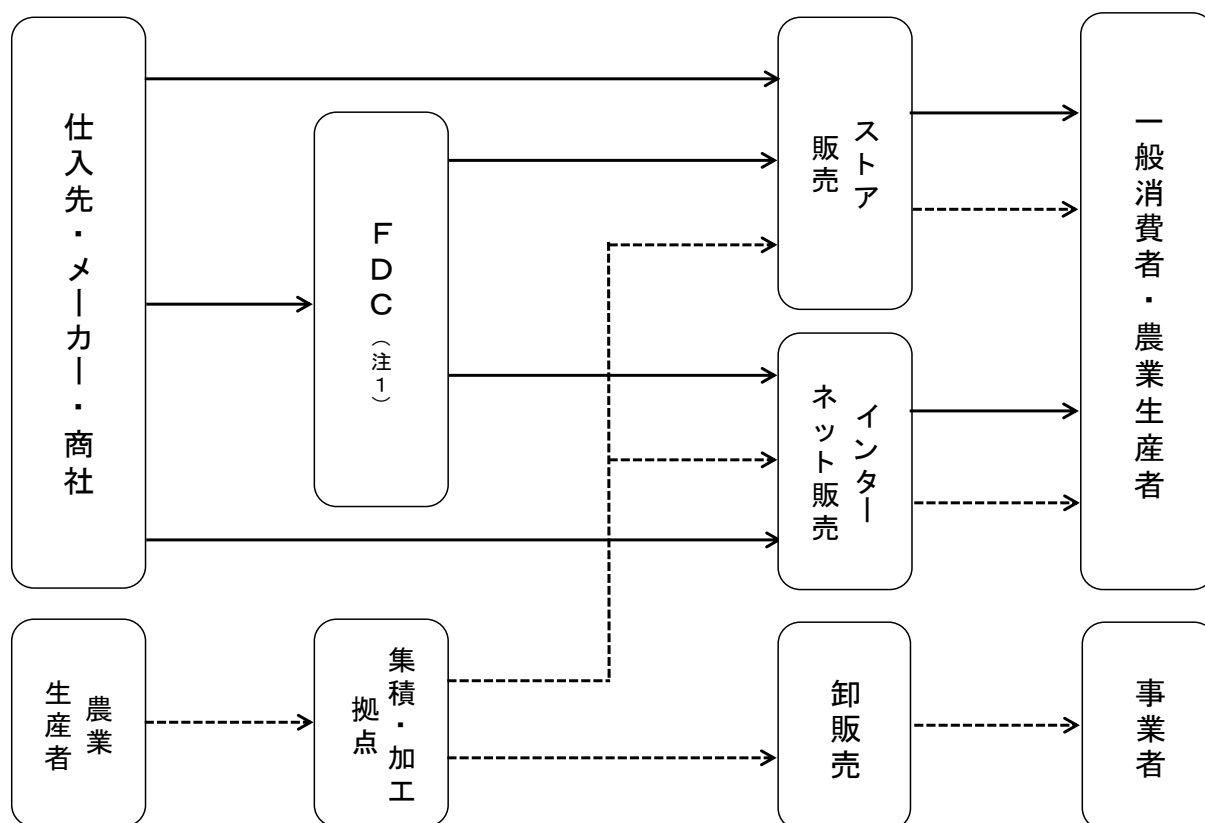
「インターネット販売」では、こうした仕組みをベースに、「消費財」や「農業資材」の高品質な商品をリーズナブルな価格で提供しており、自社ECサイトだけでなく楽天、ヤフーなどへも出店し、好評を得ております。





以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。

【事業系統図】



(注) 1. FDC: 福島ディストリビューションセンター

2. 実線 → : 農業資材等の商品の流れ、点線 ----→ : 農業生産物の流れ

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
145 (290)	38.9	5.8	4,303

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を(外数)で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2022年9月1日～2023年8月31日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症にかかる制限が緩和されたことにより、経済活動の正常化と回復の兆しが見られはじめました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって変化した新しいライフスタイルやワークスタイル、長期化するロシア・ウクライナ情勢の影響による資源価格やエネルギー価格の高騰、日米の金利差拡大を背景とした円安進行による物価上昇など、個人消費を取り巻く環境は複雑さを増し、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する企業を目指して、中期経営計画のもと、事業領域の拡大と持続的成長のための機能・基盤強化の戦略に取り組んでまいりました。

営業概況としては、原材料・エネルギー価格の高騰を初めとする断続的な仕入価格の上昇などの影響により、全体として厳しい展開を強いられる中、当社の主力サービスであるストア販売部門は、プロモーション戦略を発揮すると同時に、積極的且つ機動的に営業展開を行ったことにより、売上高は堅調に推移しました。

農産流通部門は、米の集荷数量増加に向け主力地盤である福島県の県中・県南エリアの強化に加え、高いブランド力を持つ会津米の強化を図るべく同エリアへの積極展開を行いました。販売面においては、精米加工技術の向上による品質の維持・向上とプロモーション戦略の発揮により、インターネットの米販売が堅調に推移しました。また、コロナ禍における行動規制が徐々に緩和され、飲食店等の訪日外国人のインバウンドの復調が見られ、業務用米の需要も回復基調に転じました。

FDC・インターネット販売部門は、消費財や農業関連商品等の価格の上昇があったものの、同業他社に比して価格優位性の発揮とプロモーションの効果により、販売は大きく伸長しました。

その他は、店舗物件の賃貸収入を中心に安定して収入を計上しました。

収益面においては、仕入価格の上昇圧力が高まる中、売価統制並びに在庫コントロールの強化と当社の強みでもあるDC型（ディストリビューション型）物流管理体制の効率的運用の効果、加えて種苗関連のPB商品化などの収益反映等、機能・基盤強化と垂直統合の進展により、売上総利益率は21.0%（前年同期比0.7ポイント増）と堅調に推移しました。

一方、支出面において、計画に基づき人的資産の開発と活用に向けた人件費等を投入したほか、予想を超える資源価格やエネルギー価格の高騰等があったものの、当初予想を上回る収益を確保することができました。また、当社事業所物件が、福島県が施行する国道121号（会津縦貫北道路（若松北バイパス））事業に係る用地買収に該当したことに伴う、移転補償金の特別利益185,584千円を計上しております。

これにより、ストア販売部門は9,880,760千円（前年同期比2.5%増）、農産流通部門は1,589,739千円（同37.6%増）、FDC・インターネット販売部門は1,337,584千円（同46.0%増）、その他は16,152千円（同123.1%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高12,824,236千円（前年同期比9.4%増）、営業利益222,072千円（同10.5%増）、経常利益217,683千円（同14.4%増）、当期純利益249,428千円（同9.2%増）となりました。

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は前事業年度末に比べ68,768千円増加し、1,117,201千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは 88,183 千円の収入(前年同期は 55,245 千円の収入)となりました。税引前当期純利益 378,690 千円、未収入金の増加額 205,676 千円、仕入債務の減少額 114,725 千円、法人税等の支払額 178,915 千円が主な変動要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは 118,343 千円の支出(前年同期は 119,222 千円の収入)となりました。定期預金の解約による収入 142,665 千円、有形固定資産の取得による支出 258,187 千円が主な変動要因であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは 98,928 千円の収入(前年同期は 34,770 千円の収入)となりました。短期借入金の純増加額 131,250 千円、長期借入金の純増加額 244,478 千円、社債の減少額 248,000 千円が主な変動要因であります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスの名称	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)	前年同期比 (%)
ストア販売部門 (千円)	9,880,760	102.5
農産流通部門 (千円)	1,589,739	137.6
FDC・インターネット販売部門 (千円)	1,337,584	146.0
その他 (千円)	16,152	223.1
合計 (千円)	12,824,236	109.4

(注) FDCは、福島ディストリビューションセンターの略称であります。

3【対処すべき課題】

当社は、「農業＝食糧」をテーマに、農業生産者から消費者まで綿密且つ有機的に連携させる仕組みを構築することで、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう日本農業の発展に貢献したいと考えております。

これを実現するために、農業関連資材や農業生産物の販売、食料品販売、農業生産及び流通のサポート等、「生産」「流通」「販売」の機能向上への取組みを通して、アグリソリューション事業を展開しております。

当面の対処すべき課題を以下の通り認識し、対策に取り組んでまいります。

(1) 事業戦略

魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできるシステムを構築することは、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化や人口減少により市場規模が縮小する中であって、極めて重要であると考えております。これを実現するため、商品の開発、生産・加工品の鮮度・品質の向上を図るべく事業の垂直統合を推し進め、リアル・ネット店舗に水平展開するなど、競争力の強化に取り組んでまいります。

(2) 人材の確保及び育成

当社にとって最大の資産は、当社の保有する経験・ノウハウをになっていく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化し、人材の獲得に向けて積極的に活動するとともに、労働環境の向上や福利厚生の実施、定期的な社内研修の実施等、教育制度の充実に努めてまいります。

(3) 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

当社の継続的な拡大を支えていくために、当社としては業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことが重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実・強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、コンプライアンス推進委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。

(4) 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社が安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在、調達は間接金融で行っておりますが、今後は直接金融も含めた調達力の強化を図り、より安定した財務基盤の構築に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスクの可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制について

当社は、食品衛生法、食品表示法、HACCP 支援法（※）等、食に係る法律をはじめとして、さまざまな法的規制を遵守しております。当社としては、法的手続きによる権利の保全にも万全を期しておりますが、今後、法的な制度変更等により、当社の事業運営に制約が課されるような事象が発生した場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

※HACCP 支援法（食品の製造過程の管理高度化に関する臨時措置法）は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底等への社会的な要請に基づき、食品製造業界全体に HACCP の導入を促進するため、1998 年 5 月に 5 年間の時限法として制定され（同年 7 月 1 日施行）、2003 年 6 月（同年 7 月 1 日施行）、2008 年 6 月（同年 7 月 1 日施行）にそれぞれ 5 年間延長する改正法が公布されたものであります。

(2) 品質に関するリスク

食品業界におきましては、近年発生した食の安全性に関わる事件により、製品の安全性に対する関心は依然として高い状況にあります。このような状況下、当社は原材料の HACCP に対応した衛生品質管理の徹底により、安心、安全で高品質な製品の提供に努めております。

しかしながら、原材料や生産工程等における不測の品質事故などが発生し、製品の回収や製造物責任賠償が発生した場合には多額のコスト負担や当社の信用の低下を招き、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 自然災害、感染症のリスクについて

地震、風水害などの自然災害により社屋、従業員等とその家族及び取引先などに被害が発生した場合、営業活動の停止、システム障害、交通網の混乱により事業活動に支障が生じ、当社に直接的または間接的な影響を及ぼす可能性があります。

また、ウイルスなどの感染症等につきましては、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の蔓延等の要因による顧客の購買意欲の後退等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経済状況及び消費動向による影響について

当社の主力サービスである農業関連資材販売及び食料品販売は、景気動向、競合による販売価格動向、税制改正等の影響を受ける傾向があります。将来、このような事態が発生した場合には、顧客の購買意欲の低下につながり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 災害発生リスクについて

当社の主力サービスである農業関連資材販売及び農業生産物販売は、異常気象による天候不順や風水害等の自然災害により、農業生産物が不作・凶作の場合、農業関連資材及び農業生産物の供給と販売に影響を受ける可能性があります。このような事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 営業エリアについて

当社は福島県、茨城県、栃木県、山形県を中心に多店舗展開しております。このことから、当該エリアの経済状況、農業政策、都市計画、雇用状況等による環境変化の影響を受ける可能性があります。

しかしながら、当社が展開する店舗は、地域・環境等の特性に合わせて農業資材・食料品等の取扱い内容をカスタマイズするなど、業態を変換できる強みを有していると認識しており、影響は一定レベル抑制できるものと考えております。

(7) 店舗展開に関するリスク

当社は、福島県をはじめとした 4 県にて、農業関連資材及び産直生産物を販売する「グラントマト店舗（17 店舗）」と食料品を販売する「フードマート店舗（8 店舗）」の運営を行っております。

今後も立地条件や店舗の採算性などを勘案しながら、直営店やフランチャイズ店の出店を行っていく方針であります。

しかしながら、当社の出店条件に合致する物件が見つからなかった場合や、工事や人員確保等の遅れた場合には、出店を見合わせることもあり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 賃借物件への依存について

当社が展開する店舗の大部分は、賃貸人からの賃借物件となっております。これは資産の固定化を回避するとともに、機動的な出退店を可能にするためであります。

しかしながら、賃借物件の場合には、賃貸人側の事情により対象物件の継続使用が困難となる場合があります。また、賃貸人に差し入れている敷金・保証金等について、賃貸人の破綻や経済環境の悪化等の事由により一部または全部の回収が不能となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) フランチャイズ契約について

当社は、㈱オーシャンシステムとのフランチャイズ契約に基づき、「業務スーパー」を展開しております。これらのフランチャイズ契約につきましても、エリアライセンス制度により当社の営業地域が限定されております。

したがって、当社がこれらのブランドを使用して営業地域を拡大していくためには、既存系列店舗の営業区域を考慮しながら、新たにフランチャイズ契約を締結する必要があります。

(10) 固定資産の減損について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、毎期、固定資産の価値を評価しております。

今後、店舗等の収益性が悪化し、短期間に回復が望めない場合や保有資産の市場価値が著しく下落すること等により、減損処理が必要となった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 在庫について

当社は、福島ディストリビューションセンター（FDC）を物流の拠点として、徹底した在庫管理とタイムリーな供給、これを機能させる情報システムの整備等を進めてまいりました。また、品質・価格に優れた自社商品の開発にも力を入れ、数多くのPB商品を展開するなど、ローコストオペレーション・高付加価値・高収益を創出する体制を構築してまいりました。

しかしながら、地震、風水害などの自然災害により、商品が大量に破損・損壊するような事象が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 有利子負債への依存について

当社は、財政状態の健全性や経営の安全性に配慮しつつ、手許資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しております。それら借入金の使途は、主に商品の仕入及び米の買い付け資金並びに事業運営に係る設備投資になります。

しかしながら、市場金利が上昇する局面や、当社の調達金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達に際しては、特定の金融機関に依存することなく、資金使途に応じて金融機関に融資を打診しておりますが、何らかの要因により当社が必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システムダウンに関するリスク

当社の事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。

当社のコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合及びコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 情報の管理について

当社は、社内体制を整備し、お客様及びお取引先様等のデータ並びに売上・仕入等の営業上のデータを保有し、管理しております。具体的には、自社専用サーバーを設置し、特定の社員が管理・牽制することにより、情報の社外流出防止等のセキュリティを強化しております。また、役職員に対する個人情報保護に関する教育・研修を実施すること等により、情報管理の徹底に努めております。

しかしながら、これらの対策にもかかわらず犯罪行為やコンピューターシステムの障害等により情報の漏洩・流出の起こる可能性は否定できず、そのような事態が発生した場合には、損害賠償請求や社会的信用の低下等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 特定人材への依存について

当社の代表取締役社長である南條浩は、当社の最高経営責任者として、永年に亘り経営方針や経営戦略の決定を行っており、事業上の重要な役割を担っております。こうした状況を踏まえ、同氏に過度に依存することがない経営体制の整備・強化を進めております。

しかしながら、現状において、何らかの理由により同氏が業務を遂行することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 人材の確保及び育成について

当社の事業遂行においては、より柔軟で有能な人材を確保・育成・定着させることが重要な戦略の一つであると考えており、日々の研鑽を通して、世界に通用する人材の育成に取り組んでおります。また、地域からの採用・人材の確保は、地域の活性化に寄与するものと考えており、積極的に採用を行っております。

しかしながら、何らかの要因により十分な人材の確保ができない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営している証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業であります。

当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020 年 8 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。
＜J-Adviser 契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後 3 年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
 - 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
 - b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ②銀行取引の停止
- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合
- ③破産手続、再生手続又は更生手続
- 甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
 - 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
 - c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
 - 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- 再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
 - 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
- なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げ

る場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(③ b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

会社名	相手先の名称	国名	契約内容	契約期間
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー白河店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2008年2月1日 契約期限 2024年2月8日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー須賀川店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2010年1月18日 契約期限 2024年2月10日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー二本松店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2010年2月18日 契約期限 2024年3月11日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー笠間友部店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2011年10月28日 契約期限 2024年10月27日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー結城店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2011年11月21日 契約期限 2024年11月20日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー矢吹店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2013年8月26日 契約期限 2024年9月18日 (満了後は1年自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー下妻店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2019年8月9日 契約期限 2024年9月14日 (満了後は自動更新)
グラントマト(株)	(株)オーシャンシステム(エリアライセンサーフランチャイザー)	日本	契約店舗名(業務スーパー棚倉店) 業務用食材・酒・資材等を扱う「業務スーパー」のフランチャイズ加盟店契約	契約日 2020年2月28日 契約期限 2025年3月13日 (満了後は自動更新)

※契約期間については、契約更新の条件を満たす場合で、契約期間満了の3ヵ月前までに、いずれか一方からその相手方に対して本契約を終了する旨の文章による通知がない限り自動的に更新されるものとしております。

6 【研究開発活動】

当社は、「アグリ市場における好循環スパイラルによって、農業生産者や消費者、各企業の皆様をつなぐサービスを創出し提供する」という経営方針を掲げ、アグリソリューション事業を展開しております。こうした経営方針に基づき、新たな「製品」や「サービス」の開発に加え、地球環境に配慮し、SDGsの理念に資する「製品」や「サービス」の開発と「ビジネス分野」の開拓を目的に、日々、研究を重ねております。

これらの取り組みにおいては、高品質な米や種苗の製品化など着々と成果を上げており、今後も引き続き、農業生産者と消費者双方の利益が最大化するよう、日本農業の発展に貢献すべく、鋭意努力してまいります。

当事業年度における当社が取り組んだ研究・開発事項に関連して支出した費用の総額は 62,039 千円であり、主な研究・開発内容は以下のとおりであります。

- (1) 米の高品質な生産加工技術の開発
- (2) 米の作付けから収穫の生産性向上に資する従来の方法によらない革新的な技術の開発
- (3) 野菜、果樹及び苗などの品質向上と新たな商品開発

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 3,930,250 千円で、前事業年度末に比べ 145,259 千円増加いたしました。現金及び預金の減少 82,815 千円、未収入金の増加 205,676 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 1,941,308 千円で、前事業年度末に比べ 133,543 千円増加いたしました。有形固定資産の増加 137,062 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 3,035,268 千円で、前事業年度末に比べ 60,283 千円減少いたしました。短期借入金の増加 131,250 千円、1 年以内返済予定の長期借入金の増加 76,982 千円、1 年以内償還予定の社債の減少 100,000 千円、未払法人税等の減少 107,701 千円、買掛金の減少 115,725 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 2,064,270 千円で、前事業年度末に比べ 118,457 千円増加いたしました。長期借入金の増加 167,496 千円、繰延税金負債の増加 66,347 千円、社債の減少 148,000 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 772,019 千円で、前事業年度末に比べ 220,628 千円増加いたしました。当期純利益 249,428 千円による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

当事業年度はグラントマト下妻店倉庫新設、自家消費型太陽光発電設備取得など、総額 351,732 千円（建設仮勘定を除く）の設備投資を行いました。

なお、当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2023 年 8 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	器具及 び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)	合計 (千円)	
グラントマト玉川店ほか 24 店舗	販売店舗	357,187	102,985	54,877	131,399 (11,296.40)	42,554	689,005	85 (224)
精米工場 (福島県須賀川市)	精米加工設備	201,046	560	412	68,958 (21,921.00)	67,223	338,202	11 (5)
アグリサポート須賀川店 (福島県須賀川市)	販売店舗・ 苗等生産設備	5,171	22,770	3,417	138,800 (64,930.70)	23,899	194,060	13 (19)
福島ディストリビューシ ョンセンター (福島県岩瀬郡鏡石町)	物流機能	42,819	5,080	8,509	300,000 (55,817.00)	30,606	387,016	28 (35)
管理本部 (福島県須賀川市)	本社機能	34,141	4,344	10,560	9,592 (245.11)	20,979	79,617	8 (7)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、機械装置、車両運搬具及びソフトウェアの合計であります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（外数）で記載しております。

3. 当社の報告セグメントは、「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2023年11月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,680,000	5,760,000	1,920,000	1,920,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	7,680,000	5,760,000	1,920,000	1,920,000	—	—

(注) 2022年11月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より3,840,000株増加し、7,680,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年9月21日 (注)	—	1,920,000	△66,000	30,000	66,000	66,000

(注) 2019年8月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2019年9月21日付で減資の効力が発生し、資本金を減少させ、資本準備金への振り替えを行っております。この結果、資本金の額66,000千円が減少(減資割合68.75%)し、資本準備金の額66,000千円が増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2023年8月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 100 株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融 機関	金融 商品 取引 業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	38	41	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	11,372	—	—	7,828	19,200	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	59.2	—	—	40.8	100	—

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社南條商店	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地8	1,106,100	57.61
グラントマト従業員持株会	福島県須賀川市狸森字下竹ノ内9番地5	285,600	14.88
南條 浩	福島県石川郡古殿町	100,200	5.22
南條 祥子	福島県石川郡古殿町	75,000	3.91
南條 一樹	福島県須賀川市	60,000	3.13
石井 康雄	福島県岩瀬郡鏡石町	50,000	2.60
緑川 泰由	福島県石川郡古殿町	40,000	2.08
佐藤株式会社	福島県郡山市中町2番7号	31,000	1.61
吉田 正雄	福島県石川郡石川町	20,000	1.04
根本 吉蔵	福島県石川郡古殿町	20,000	1.04
計	—	1,787,900	93.12

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,920,000	19,200	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,920,000	—	—
総株主の議決権	—	19,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針として、配当性向 20%をベースに検討することとしております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年 2 回を基本方針としております。配当の決定機関につきましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第 30 期事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針の下、1 株当たり 20 円としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備え及び商品開発費用等へ投入していくこととしております。

なお、当社は、会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配当額 (円)
2023 年 11 月 25 日 定時株主総会決議	38,400	20.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近 3 年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 28 期	第 29 期	第 30 期
決算年月	2021 年 8 月	2022 年 8 月	2023 年 8 月
最高 (円)	—	1,200	1,200
最低 (円)	—	1,200	1,200

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 当社株式は、2022 年 2 月 25 日に東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2) 【最近 6 月間の月別最高・最低株価】

月別	2023 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものです。

2. 2023 年 3 月から 8 月までにおいては、売買実績がありません。

5【役員の状況】

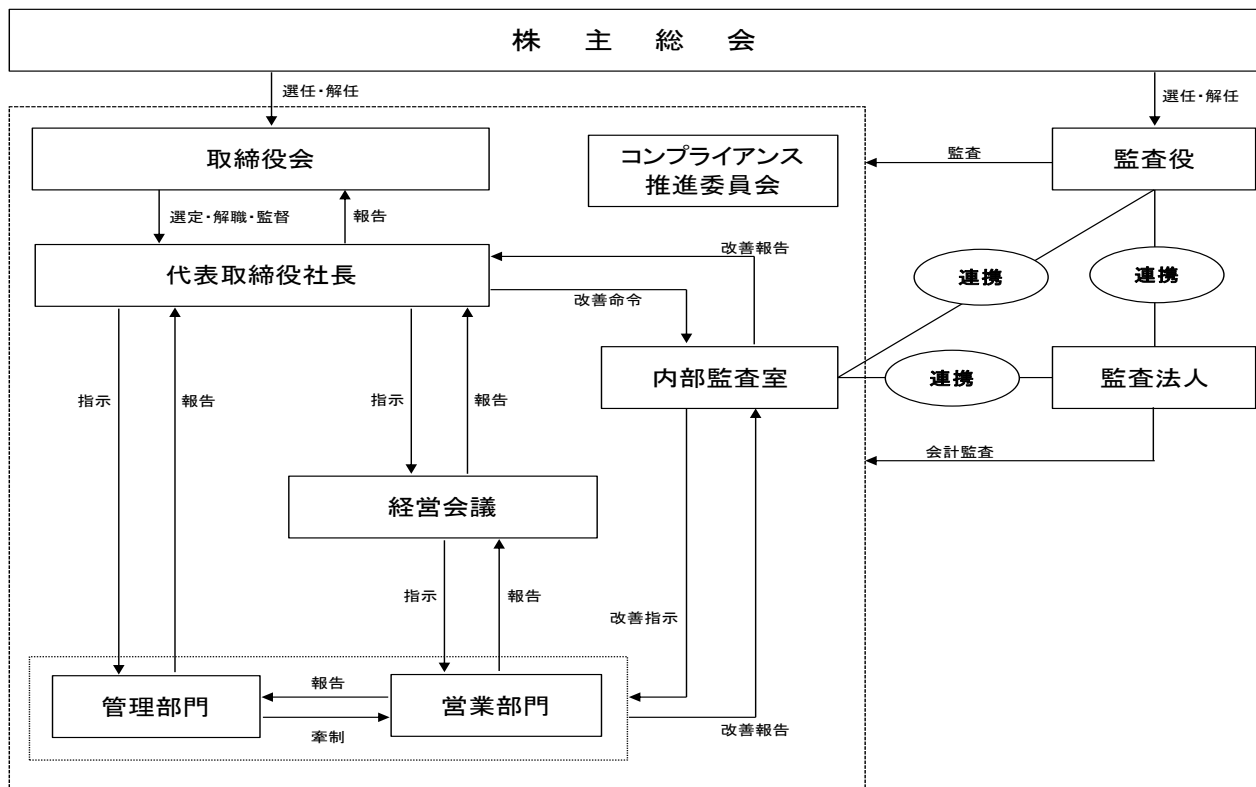
男性 6名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	南條 浩	1964 年 4 月 7 日生	1987 年 4 月 1994 年 8 月 1999 年 4 月 2005 年 8 月	南條商店 入社 有限会社ナンジョウアグリサービス (現 グラントマト株式会社) 設立 取締役 株式会社ナンジョウアグリサービス 代表取締役社長 グラントマト株式会社(社名変更) 代表取締役社長(現任)	(注) 1	(注) 3	100,200
代表取締役	専務	石井康雄	1973 年 9 月 21 日生	1994 年 4 月 1998 年 8 月 2009 年 3 月 2014 年 8 月 2019 年 11 月	株式会社エヌケー製作所 入社 株式会社ナンジョウアグリサービス (現 グラントマト株式会社) 入社 グラントマト株式会社 取締役 グラントマト株式会社 専務取締役 グラントマト株式会社 専務取締役 (代表取締役)(現任)	(注) 1	(注) 3	50,000
取締役	—	遠藤誠也	1965 年 9 月 6 日生	1988 年 4 月 2013 年 4 月 2018 年 8 月 2020 年 5 月 2020 年 9 月 2022 年 11 月	株式会社大東相互銀行 (現 株式会社大東銀行) 入行 サンセイ医機株式会社 入社 株式会社エスアンドシー 入社 グラントマト株式会社 入社 グラントマト株式会社 執行役員 管理本部長 グラントマト株式会社 取締役 管理本部長(現任)	(注) 1	(注) 3	2,000
取締役	—	高橋 洋	1980 年 6 月 8 日生	2003 年 4 月 2019 年 9 月 2020 年 10 月	株式会社ナンジョウアグリサービス (現 グラントマト株式会社) 入社 グラントマト株式会社 執行役員 運営部部長 グラントマト株式会社 取締役 運営部部長(現任)	(注) 1	(注) 3	12,500
監査役	—	小野浩喜	1964 年 6 月 6 日生	1994 年 3 月 1996 年 4 月 2011 年 3 月 2018 年 11 月	株式会社オノヤ商会(現 株式会社オ ノヤ) 入社 株式会社オノヤ 専務取締役 株式会社オノヤ 代表取締役社長 (現任) グラントマト株式会社 監査役 就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	鈴木秀総	1980 年 10 月 11 日生	2008 年 12 月 2016 年 11 月 2017 年 6 月 2020 年 8 月 2021 年 11 月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ)入所 おおさき総合法律会計事務所開設 (現任) 株式会社ホットマン 監査役 就任 (現任) 株式会社中央会計企画 代表取締役 就任(現任) グラントマト株式会社 監査役 就任 (現任)	(注) 2	(注) 3	—
計								164,700

- (注) 1. 取締役の任期は、2023 年 8 月期に係る定時株主総会終結の時から 2025 年 8 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2021 年 8 月期に係る定時株主総会終結の時から 2025 年 8 月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2023 年 8 月期における役員報酬の総額は 60,901 千円を支給しております。
4. 監査役 小野浩喜氏及び鈴木秀総氏は、社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、食と共に歩むアグリビジネスカンパニーとして、「安心でおいしい食物と健康をすべての食卓へ」を経営理念としております。そのため、農業生産者様から一般消費者様にいたるサプライチェーンのすべての場面において、アグリビジネスを営む者としての社会的責任や法令遵守を第一に考え、それを適切に履行するためのコーポレート・ガバナンスの体制整備を最も重要な経営課題として位置付けております。

また、当社では、経営意思決定の迅速化を図ると同時に、適時適切な業務執行を効果的かつ効率的におこなうよう取り組んでおりますが、そのプロセスや結果の妥当性に係る監視・監督を通して、経営層に対する牽制を強化し、経営における透明性の向上及び健全化に努めております。これらを丁寧に実践していくことにより、強固なコーポレート・ガバナンスが醸成され、競争力を向上させることにより、各ステークホルダー(株主等)様の利益が最大化するものと認識しております。

②会社の機関の内容

イ．株主総会

株主総会は、決算日終了後3か月以内に開催することとしております。株主総会は、経営の基本的事項を定めるための最高意思決定機関であることに鑑み、定時の開催のみならず、開催事由が発生した際には速やかに招集通知を発出し、決議を請うこととしております。

ロ．取締役会

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、任期を2年としております。取締役会の運営は、取締役会規程に準拠しておこなわれ、原則として月1回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。また、各取締役の業務執行については、取締役相互の監視・監督義務を忠実におこなうことを通して牽制機能を確保しております。さらに、取締役会には監査役も出席し、必要事項の報告を行うと同時に、意見を請うことで、各取締役に対する牽制が、より強固に機能しております。

ハ. 監査役

当社の監査役は、社外監査役2名で構成され、任期は4年となっております。監査役は、独任制の機関として強固な権限を有するため、各取締役に対する監視・監督はもちろん、取締役会をはじめとした各種会議体への出席や事業報告請求、業務・財産状況調査を通して経営に対する牽制をおこなっております。必要に応じ、従業員や第三者等からも聞き取りをおこない、取締役の業務執行の適法性や妥当性まで検討しております。さらに、内部監査室や監査法人とも連携することにより、三様監査の実効性を高めております。原則として月1回開催の取締役会には必ず出席する他、不定期に各取締役を指名し、ヒアリングを中心とした監査手続による牽制をおこなっております。

ニ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2023年8月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、相羽美香子氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

ホ. 経営会議

経営会議では、各営業部門のトップを務める取締役により、部門長を中心とした管理職や実務担当者が招集され、取締役会で決定した方針や営業施策等の重要事項を伝達しております。一方、各営業部門からの報告や相談を受け、新たな経営上のリスク・課題につながる情報を収集して、取締役会で協議することとしております。月1回の開催を原則としつつ、部門間の情報伝達は密におこない、会議の開催に関わらず、経営上のリスク・課題を把握する活動をおこなっております。

ヘ. コンプライアンス推進委員会

当社では、内部統制の主たる目的のひとつである「法令遵守(コンプライアンス)」を確実に達成するため、コンプライアンス規程上の要件を充足した際には、代表取締役社長をトップとするコンプライアンス推進委員会を設置することとしております。毎月1回程度開催しており、コンプライアンスに抵触・逸脱する可能性のある事案は、持続可能な企業としての成長性を阻害する大きな経営上のリスクになるため、その重要性を周知するため、適宜、コンプライアンス研修、不当要求防止研修等の社内研修を実施しております。

ト. 内部監査

当社における内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として被監査部門から独立した専任の内部監査室担当者1名が担当しており、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。なお、当該内部監査には、業務の有効性や効率性、法令遵守、財務報告の信頼性、資産の保全という統制目的の達成状況の評価も含まれます。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、善管注意義務・忠実義務の意味を理解し、経営におけるすべての場面で、常にその義務を履行することが必要であることを理解する。
 - ・重大な法令等違反行為を発見した場合には、直ちに監査役に報告すると同時に、取締役会において報告する。
 - ・取締役は、コンプライアンスに関連する諸規程の理解を深め、自ら率先して誠実に遵守する。
 - ・管理部門では、日常的に営業部門に対する牽制と指導をおこなうと同時に、内部監査室と連携し、コンプライアンスへの抵触または逸脱を予防する。
 - ・法令等違反の疑いがある場合には、代表取締役社長をトップとするコンプライアンス推進委員会を設置したうえ、その原因究明、再発防止策の策定までおこない、報告書を社内に共有する。
 - ・内部監査室は、業務の有効性・効率性向上とコンプライアンスの観点から、内部監査を実施する。
 - ・法令等違反行為が疑われる場合には、その相談窓口を管理本部にする。

- ・反社会的勢力を排除するため、新たな取引先に対しては、同業他社から情報提供を受けたり、民間与信会社への照会をおこない、一切の関係を遮断するよう努める。また、警察とも緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・各種会議体で協議した内容は、すべて議事録として記録し、法令及び文書管理規程等の各種規程に基づき、保存・管理する。
 - ・取締役に対する業務執行の適正化と監視・監督の一環として、議事録は取締役及び監査役がいつでも閲覧できるように管理する。
 - ・機密情報については、法令及び「機密管理規程」に基づき厳重に管理する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役会は、経営上のリスク管理・評価をおこなう責任と権限があり、営業及び管理の両部門において発生しうるリスクの把握に努め、リスクの程度と解決のための優先度に応じて、対応方針及び対策を決定する。
 - ・未認識のリスクが生じないよう、経営会議においては常にリスクの把握に努め、営業部門から情報収集をおこない、必要に応じ、監査役や内部監査室にも相談しながら評価を進める。
 - ・災害等の自社のコントロールが利かないリスクに対しては、災害対策マニュアル等にしたいがい、対応する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
 - ・取締役会は、当社の中期経営計画及び年度予算を決定し、その執行状況を監督する。
 - ・取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及び責任の範囲並びに執行手続きの詳細について定める。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、協議のうえ、必要な人員を配置する。
 - ・当該使用人については、補助していなければ入手し得ない社内秘情報に触れる可能性があるため、設置する場合には、守秘義務を含めた「宣誓書」を取ることにする。
- f. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・使用人が補助をおこなう場合であっても、当該使用人の直属の取締役を対象とした監査をおこなう場合には、補助できないものとする。
 - ・管理本部長は、上記使用人の待遇や人事異動・評価及び懲戒処分にあたっては、補助をおこなうことによる不利益を被らないよう監査役と事前に協議を行う。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役は、監査役に対して、法令等違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告する体制を整備する。
 - ・取締役及び使用人は、監査役から要求があり次第、自らの業務執行状況を報告する。
 - ・代表取締役社長は、監査役との意思疎通をはかるため、定期的な会合を持つものとする。
 - ・重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - ・監査役に対しては、必要に応じた書類の閲覧の機会を提供する。
 - ・監査役は、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、監査法人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- i. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - ・営業部門と管理部門の業務を切り分け、営業部門における上流の取引に係る情報が、適時適切に下流たる管理部門に伝達されるよう、業務プロセスを整備する。
 - ・当該業務プロセスにおける各業務の正確性を担保するため、プロセスの節目においては上長によるチェックや承認を要求し、当該チェック等がないものについては処理ができない仕組みとする。

④内部監査及び監査役の状況

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として、被監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面から、リスクにマッチした監査を実施しております。年度の初めに、その年度の監査計画を立案し、それに基づき監査を実施したうえ、報告書を取りまとめ、代表取締役社長に報告するプロセスを経ます。そのうえで、代表取締役社長名義の改善指示書を被監査部門へ交付し、フィードバックをおこないます。さらに被監査部門では、それに基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長に報告します。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督をおこない、必要に応じて、各種の報告請求や調査をおこなうことにより、経営層の牽制をおこなっております。各担当において監視・監督をおこないつつ、内部監査室、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものに昇華させています。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理本部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外監査役の状況

当社では、社外監査役2名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役 小野浩喜氏及び鈴木秀総氏は、当社との間には人的関係、資金的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、経験や取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧役員報酬の内容

イ、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	56,701	56,701	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	4,200	4,200	—	—	2

(注) 1. 期末日現在の人員数は取締役4名、社外役員2名であります。

2. 取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、取締役会にて協議の上、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、2021年11月27日開催の定時株主総会において、年額80百万円以内とすることが決議されております。

3. 監査役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲において、監査役相互の協議により、個々の配分額を決定しております。なお、報酬限度額は、2021年11月27日開催の定時株主総会において、年額15百万円以内とすることが決議されております。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法
該当事項はありません。

⑨取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨定款に定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主に重大な影響が及ぶ議案を適切に決議することを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議の要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑫自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	14,760	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬の決定方針はありませんが、監査意見を表明するに足る十分な監査手続を実施する時間を確保する観点から、監査法人から提示された見積書の内容を吟味し、監査役の同意を得たうえで決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2022年9月1日から2023年8月31日まで)の財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するため、監査法人などが主催する研修等へ参加するなどの取り組みを行っております。

1 【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1, 173, 383	1, 090, 567
売掛金	123, 265	150, 838
商品	2, 199, 251	2, 181, 730
貯蔵品	21, 421	25, 907
前払費用	40, 370	36, 057
未収入金	205, 352	411, 028
その他	24, 824	39, 244
貸倒引当金	△2, 877	△5, 123
流動資産合計	3, 784, 990	3, 930, 250
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1, 381, 427	※ 1, 484, 201
構築物	335, 499	354, 324
機械装置	199, 467	291, 130
車両運搬具	242, 738	248, 013
器具及び備品	606, 762	639, 281
土地	※ 627, 742	※ 648, 751
建設仮勘定	13, 264	43, 598
その他	9, 118	—
減価償却累計額	△1, 748, 165	△1, 904, 384
有形固定資産合計	1, 667, 854	1, 804, 917
無形固定資産		
借地権	9, 535	9, 535
ソフトウェア	18, 686	20, 046
その他	54	49
無形固定資産合計	28, 276	29, 631
投資その他の資産		
長期前払費用	4, 684	1, 644
差入保証金	104, 779	103, 295
その他	2, 170	1, 820
投資その他の資産合計	111, 633	106, 759
固定資産合計	1, 807, 764	1, 941, 308
資産合計	5, 592, 754	5, 871, 558

(単位：千円)

	前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
電子記録債務	149,564	150,565
買掛金	910,937	795,211
短期借入金	※ 1,000,000	※ 1,131,250
1年以内償還予定の社債	248,000	148,000
1年以内返済予定の長期借入金	※ 422,278	※ 499,260
未払金	168,223	192,435
未払法人税等	111,639	3,937
未払消費税等	38,035	26,925
預り金	18,000	18,150
賞与引当金	18,121	32,380
資産除去債務	—	22,230
その他	10,752	14,920
流動負債合計	3,095,551	3,035,268
固定負債		
社債	390,000	242,000
長期借入金	※ 1,358,555	※ 1,526,051
繰延税金負債	20,787	87,134
退職給付引当金	22,548	26,359
資産除去債務	148,314	173,217
その他	5,607	9,507
固定負債合計	1,945,812	2,064,270
負債合計	5,041,364	5,099,538
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
資本準備金	66,000	66,000
資本剰余金合計	66,000	66,000
利益剰余金		
利益準備金	5,968	5,968
その他利益剰余金		
特別償却準備金	35,798	26,848
繰越利益剰余金	413,624	643,202
利益剰余金合計	455,390	676,019
株主資本合計	551,390	772,019
純資産合計	551,390	772,019
負債純資産合計	5,592,754	5,871,558

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)		当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)	
売上高		11,721,971		12,824,236
売上原価		9,342,483		10,135,686
売上総利益		2,379,487		2,688,550
販売費及び一般管理費	※ 1、2	2,178,576	※ 1、2	2,466,478
営業利益		200,910		222,072
営業外収益				
手数料収入		5,113		4,956
駐車場収入		9,506		10,414
雑収入		7,691		11,645
その他		89		91
営業外収益合計		22,401		27,108
営業外費用				
支払利息		29,918		29,491
その他		3,036		2,006
営業外費用合計		32,955		31,497
経常利益		190,356		217,683
特別利益				
移転補償金		—		185,584
固定資産売却益	※ 3	178,145	※ 3	3,814
特別利益合計		178,145		189,398
特別損失				
固定資産売却損	※ 4	356		—
固定資産除却損		0		0
災害損失		127		—
減損損失		—	※ 5	24,841
貸倒損失		—		3,550
その他		5,005		—
特別損失合計		5,489		28,391
税引前当期純利益		363,012		378,690
法人税、住民税及び事業税		134,526		62,914
法人税等調整額		35		66,347
法人税等合計		134,562		129,262
当期純利益		228,449		249,428

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	66,000	66,000	5,968	44,747	195,425	246,140	342,140	342,140
当期変動額									
剰余金の配当						△19,200	△19,200	△19,200	△19,200
当期純利益						228,449	228,449	228,449	228,449
特別償却準備金 の取崩					△8,949	8,949	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△8,949	218,199	209,249	209,249	209,249
当期末残高	30,000	66,000	66,000	5,968	35,798	413,624	455,390	551,390	551,390

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金		利益 剰余金 合計		
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	30,000	66,000	66,000	5,968	35,798	413,624	455,390	551,390	551,390
当期変動額									
剰余金の配当						△28,800	△28,800	△28,800	△28,800
当期純利益						249,428	249,428	249,428	249,428
特別償却準備金 の取崩					△8,949	8,949	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△8,949	229,578	220,628	220,628	220,628
当期末残高	30,000	66,000	66,000	5,968	26,848	643,202	676,019	772,019	772,019

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	363,012	378,690
減価償却費	217,858	189,698
減損損失	—	24,841
貸倒引当金の増減額(△は減少)	229	2,245
賞与引当金の増減額(△は減少)	3,121	14,259
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,824	3,811
受取利息及び受取配当金	△11	△11
支払利息	29,918	29,491
固定資産売却益	△178,145	△3,814
固定資産除却損	0	0
固定資産売却損	356	—
売上債権の増減額(△は増加)	△14,480	△27,572
棚卸資産の増減額(△は増加)	△457,910	12,187
未収入金の増減額(△は増加)	△14,969	△205,676
仕入債務の増減額(△は減少)	68,291	△114,725
未払消費税等の増減額(△は減少)	54,682	△11,109
その他	53,451	4,262
小計	129,229	296,579
利息及び配当金の受取額	11	11
利息の支払額	△29,918	△29,491
法人税等の支払額	△44,076	△178,915
営業活動によるキャッシュ・フロー	55,245	88,183
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,201	△2,101
定期預金の解約による収入	—	142,665
有形固定資産の取得による支出	△223,803	△258,187
有形固定資産の売却による収入	337,527	9,888
無形固定資産の取得による支出	△3,158	△11,338
その他	9,858	730
投資活動によるキャッシュ・フロー	119,222	△118,343
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	200,000	131,250
長期借入れによる収入	550,000	1,035,000
長期借入金の返済による支出	△747,967	△790,522
社債の発行による収入	200,000	—
社債の償還による支出	△148,000	△248,000
配当金の支払額	△19,200	△28,800
その他	△62	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	34,770	98,928
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	209,239	68,768
現金及び現金同等物の期首残高	839,193	1,048,432
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,048,432	※ 1,117,201

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物	3～34 年
構築物	8～40 年
機械装置	2～17 年
車両運搬具	2～7 年
器具及び備品	2～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。

ソフトウェア	5 年
--------	-----

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

(1) 商品の販売に係る収益認識

当社は農業関連資材、農業生産物、食料品等の小売業を主な事業としており、顧客との契約から生じる収益は、主に店舗販売やインターネット販売等における商品売上からなります。

これらの収益は、商品を顧客に引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から 3 ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	1,667,854	1,804,917
無形固定資産	28,276	29,631
減損損失	—	24,841

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、営業店舗ほか販売機能を有する事業所としております。

業績の悪化が認められる営業店舗等や閉店・移転のため当該営業店舗等から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれているなど、減損の兆候があると判断した場合、当該店舗等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

②主要な仮定

当社では、取締役会で承認した年間予算をベースに、その構成要素である営業店舗ほか販売機能を有する事業所固有の事情を勘案し、割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上述の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
建物	87,026 千円	80,162 千円
土地	128,907 千円	102,687 千円
計	215,934 千円	182,850 千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年8月31日)	当事業年度 (2023年8月31日)
短期借入金	95,000 千円	50,000 千円
1年以内返済予定の 長期借入金	50,004 千円	50,004 千円
長期借入金	149,992 千円	99,988 千円
計	294,996 千円	199,992 千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 56.9%、当事業年度 58.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度 43.1%、当事業年度 41.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
給料	706,860 千円	752,811 千円
賞与引当金繰入額	18,121 千円	32,380 千円
退職給付費用	4,549 千円	4,223 千円
法定福利費	88,950 千円	107,415 千円
販売促進費	134,862 千円	171,235 千円
水道光熱費	135,285 千円	190,226 千円
発送配達費	176,030 千円	235,335 千円
地代家賃	180,811 千円	187,651 千円
減価償却費	164,481 千円	146,616 千円

※2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
	47,923 千円	62,039 千円

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
機械及び装置	174,725 千円	— 千円
車両運搬具	3,420 千円	3,814 千円

※4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
車両運搬具	356 千円	— 千円

※5 減損損失

前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
アグリサポート会津若松店 （福島県会津若松市）	店舗用設備等	建物、構築物、 器具及び備品	24,841

当社はキャッシュフローを生み出す最小単位として、営業店舗等を基礎としてグルーピングを行っております。対象営業店舗等が、福島県が施行する国道121号(会津縦貫北道路(若松北バイパス))事業に係る用地買収に該当したことに伴う、取り壊し廃棄予定のため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

種類	減損損失（千円）
建物	24,747
構築物	0
器具及び備品	93
合計	24,841

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローが見込めないため、零としております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項 (単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,920,000	—	—	1,920,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月27日 定時株主総会	普通株式	19,200	10.00	2021年8月31日	2021年11月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,800	15.00	2022年8月31日	2022年11月28日

当事業年度（自 2022年9月1日 至 2023年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,920,000	—	—	1,920,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月26日 定時株主総会	普通株式	28,800	15.00	2022年8月31日	2022年11月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	38,400	20.00	2023年8月31日	2023年11月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
現金及び預金勘定	1,173,383 千円	1,090,567 千円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	△140,563 千円	— 千円
流動資産その他(預け金)	15,613 千円	26,634 千円
現金及び現金同等物	1,048,432 千円	1,117,201 千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業を行うための事業計画に照らして必要な資金を、主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

借入金は、主に農業資材販売事業及び食料品販売事業における運転資金であり、社債は、運転資金であります。

借入金の一部は、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスクの管理

金利変動リスクについては、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2022年8月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年以内償還予定を含む）	638,000	641,180	3,180
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	1,780,833	1,791,120	10,287
負債計	2,418,833	2,432,301	13,468

当事業年度（2023年8月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債（1年以内償還予定を含む）	390,000	391,435	1,435
(2) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	2,025,311	1,982,923	△42,387
負債計	2,415,311	2,374,358	△40,952

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1, 173, 383	—	—	—
合計	1, 173, 383	—	—	—

当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	1, 090, 567	—	—	—
合計	1, 090, 567	—	—	—

(注2) 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	248, 000	148, 000	242, 000	—	—	—
長期借入金	422, 278	393, 754	392, 292	340, 771	159, 314	72, 424
合計	670, 278	541, 754	634, 292	340, 771	159, 314	72, 424

当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	148, 000	242, 000	—	—	—	—
長期借入金	499, 260	499, 260	440, 886	317, 278	172, 208	96, 419
合計	647, 260	741, 260	440, 886	317, 278	172, 208	96, 419

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 社債 (1 年以内償還予定を含む)	—	641,180	—	641,180
(2) 長期借入金 (1 年以内返済予定を含む)	—	1,791,120	—	1,791,120
負債計	—	2,432,301	—	2,432,301

当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
(1) 社債 (1 年以内償還予定を含む)	—	391,435	—	391,435
(2) 長期借入金 (1 年以内返済予定を含む)	—	1,982,923	—	1,982,923
負債計	—	2,374,358	—	2,374,358

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 社債 (1 年以内償還予定を含む)

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(2) 長期借入金 (1 年以内返済予定を含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
退職給付引当金の期首残高	18,724 千円	22,548 千円
退職給付費用	4,549 千円	4,223 千円
退職給付の支払額	△724 千円	△411 千円
退職給付引当金の期末残高	22,548 千円	26,359 千円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	22,548 千円	26,359 千円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	22,548 千円	26,359 千円
退職給付引当金	22,548 千円	26,359 千円
貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	22,548 千円	26,359 千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 4,549 千円 当事業年度 4,223 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)
繰延税金資産		
未払事業税	10,154 千円	747 千円
賞与引当金	6,028 千円	10,860 千円
退職給付引当金	7,526 千円	8,809 千円
資産除去債務	49,507 千円	57,889 千円
減損損失	— 千円	8,331 千円
その他	1,483 千円	3,352 千円
繰延税金資産小計	74,700 千円	89,990 千円
評価性引当額	△57,536 千円	△67,201 千円
繰延税金資産合計	17,163 千円	22,789 千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	△11,944 千円	△8,987 千円
資産除去債務に対応する除去費用	△26,006 千円	△38,691 千円
移転補償金	— 千円	△62,245 千円
繰延税金負債合計	△37,951 千円	△109,923 千円
繰延税金資産の純額	△20,787 千円	△87,134 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目

	前事業年度 (2022 年 8 月 31 日)	当事業年度 (2023 年 8 月 31 日)
法定実効税率	33.57%	33.42%
(調整)		
税率差異	0.03%	1.99%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.00%	△0.00%
住民税均等割	0.92%	0.89%
評価性引当額の増減	4.58%	2.55%
法人税額の特別控除	△2.22%	△4.81%
その他	0.19%	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.07%	34.13%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主に、店舗用の土地又は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の経済的残存耐用年数や賃貸借契約の残存期間と見積り、割引率は当該期間に合わせて0.27%から3.77%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年9月1日 至 2022年8月31日)	当事業年度 (自 2022年9月1日 至 2023年8月31日)
期首残高	102,807 千円	148,314 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	43,898 千円	23,189 千円
時の経過による調整額	1,608 千円	1,713 千円
期末残高	148,314 千円	173,217 千円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、アグリソリューション事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益、キャッシュ・フローの性質、計上時期等は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	108,784 千円	123,265 千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	123,265 千円	150,838 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	ストア販売部門	農産流通部門	FDC・インター ネット販売部門	その他	合計
外部顧客への 売上高	9,643,238	1,155,038	916,455	7,240	11,721,971

(注) 1. FDCは、福島ディストリビューションセンターの略称。

2. その他に含まれている太陽光発電事業に係る発電設備は、2021 年 10 月 8 日に売却しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報 (単位：千円)

	ストア販売部門	農産流通部門	FDC・インター ネット販売部門	その他	合計
外部顧客への 売上高	9,880,760	1,589,739	1,337,584	16,152	12,824,236

(注) 1. FDCは、福島ディストリビューションセンターの略称。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高はないため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はないため記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

当社の報告セグメントは「アグリソリューション事業」のみであり、セグメント別の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1 株当たり情報）

前事業年度 （自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）		当事業年度 （自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）	
1 株当たり純資産額	287 円 18 銭	1 株当たり純資産額	402 円 09 銭
1 株当たり当期純利益	118 円 98 銭	1 株当たり当期純利益	129 円 91 銭

（注） 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自 2021 年 9 月 1 日 至 2022 年 8 月 31 日）	当事業年度 （自 2022 年 9 月 1 日 至 2023 年 8 月 31 日）
当期純利益(千円)	228,449	249,428
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	228,449	249,428
普通株式の期中平均株式数(株)	1,920,000	1,920,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期 増加額 (千円)	当期 減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	1,381,427	150,551	47,777 (24,747)	1,484,201	760,907	63,231	723,293
構築物	335,499	18,825	0 (0)	354,324	210,455	16,398	143,869
機械装置	199,467	91,663	—	291,130	152,889	31,421	138,241
車両運搬具	242,738	25,206	19,931	248,013	218,628	27,675	29,384
器具及び備品	606,762	33,139	620 (93)	639,281	561,503	40,987	77,778
土地	627,742	21,008	—	648,751	—	—	648,751
建設仮勘定	13,264	163,469	133,135	43,598	—	—	43,598
その他	9,118	—	9,118	—	—	—	—
有形固定資産計	3,416,020	503,864	210,582 (24,841)	3,709,301	1,904,384	179,715	1,804,917
無形固定資産							
借地権	9,535	—	—	9,535	—	—	9,535
ソフトウェア	130,786	11,338	—	142,124	122,078	9,977	20,046
その他	317	—	5	312	262	5	49
無形固定資産計	140,639	11,338	5	151,972	122,341	9,983	29,631
長期前払費用	4,684	762	3,802	1,644	—	—	1,644

(注) 1. 「当期減少額」の()の内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 有形固定資産の当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物	グラントマト石岡店	12,477 千円 (既賃貸店舗建物購入)
	グラントマト下妻店	45,330 千円 (倉庫)
機械装置	キラッとファーム須賀川	15,854 千円 (育苗設備等)
	農産精米課	22,977 千円 (自家消費型太陽光設備等)
	グラントマト下妻店	32,609 千円 (自家消費型太陽光設備等)

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第5回 無担保社債	2018年4月20日	88,000	60,000 (28,000)	0.52	なし	2025年4月20日
第8回 無担保社債	2019年11月25日	200,000	—	0.22	なし	2022年11月25日
第9回 無担保社債	2019年11月25日	50,000	30,000 (20,000)	0.23	なし	2024年11月25日
第10回 無担保社債	2021年2月25日	100,000	100,000 (100,000)	0.39	なし	2024年2月25日
第11回 無担保社債	2021年9月24日	100,000	100,000	0.39	なし	2024年9月24日
第12回 無担保社債	2021年9月27日	100,000	100,000	0.01	なし	2024年9月27日
合計	—	638,000	390,000 (148,000)	—	—	

(注) ()内は1年以内の償還予定額であります。

(注) 決算日後5年間の償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
148,000	242,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,000,000	1,131,250	0.60	—
1年以内に返済予定 の長期借入金	422,278	499,260	0.79	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	1,358,555	1,526,051	0.75	2025年9月25日～ 2033年7月25日
合計	2,780,833	3,156,561	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	499,260	440,886	317,278	172,208

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,877	5,123	—	2,877	5,123
賞与引当金	18,121	32,380	18,121	—	32,380

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の金額は一般債権の洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載しているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	77,809
預金	
普通預金	1,012,758
合計	1,090,567

ロ. 売掛金

相手先	金額(千円)
(株)アロー	17,433
(株)古谷商店	5,626
(有)白河ふるさと農園	5,004
(株)日辰	4,900
農事組合法人経沢農産	4,068
その他	113,803
合計	150,838

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B) 365
123,265	1,081,802	1,054,229	150,838	87.48	46.24

ハ. 商品

区分	金額(千円)
商品	2,181,730
合計	2,181,730

二. 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	25,907
合計	25,907

②流動負債

イ. 電子記録債務

相手先	金額(千円)
山本商事(株)	69,269
赤城物産(株)	11,555
(株)栗原弁天堂	11,385
(有)うねめ林業	10,623
(株)イトウ	8,182
その他	39,548
合計	150,565

ロ. 買掛金

相手先	金額(千円)
佐藤(株)	174,273
カネコ種苗(株)	159,495
(有)緑川建設	50,160
福島県酒類卸(株)	45,269
(株)オーシャンシステム	22,321
その他	343,692
合計	795,211

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎年11月
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.grantomato.jp/company/electronic_notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月30日

グラントマト株式会社
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 相羽 美香子

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているグラントマト株式会社の2022年9月1日から2023年8月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グラントマト株式会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提供会社）が別途保管しております。